

第6回農業委員会定例会(議事録)

1. 日時 令和2年6月30日(火) 午前 10時 00分

午前 時 分

2. 場所 竹原市民館 2階 第2, 3会議室

3. 出席農業委員 1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員

欠席農業委員

出席推進委員 大藤推進委員, 建山推進委員, 半田推進委員, 下垣内推進委員,  
沖野推進委員, 岡田推進委員, 土居民喜推進委員,  
土居敏一推進委員, 吉木推進委員, 山元推進委員, 渡橋推進委員,  
亀田推進委員, 山本推進委員, 佐伯推進委員

欠席推進委員

4. 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本主任主事

5. 審議案件

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可の取消について

議案第29号 農用地利用集積計画の決定について

議案第30号 農用地利用配分計画原案の協議について

議案第31号 竹原市農業委員会の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の  
点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画  
の作成について

議案第32号 竹原市農地賃借料情報の提供について

報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和2年第6回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、2番赤坂委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、新庄町字片山甲704番1、字堂免甲778番1の2筆、地目はいずれも田、面積は計1,695㎡です。</p> <p>申請の事由は、居住地の近隣で耕作する目的で所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は柿・ブルーベリー・栗です。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め約60.8aで新庄町の下限面積20aを満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った沖野委員から補足説明をお願いします。</p>
沖野委員	<p>申請地は、賀茂川中学校から南東に約1,050m付近にあります。現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、仁賀町字川井3888番2、3889番、3890番3、3891番3、3897番1、3898番1、3900番、3902番1、3904番1、甲3884番1の計10筆、地目は田が5筆、畑が5筆、面積は計3,206㎡です。</p> <p>申請の事由は、居住地の横で耕作する目的で所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は水稻、野菜を作付予定です。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め約32aで仁賀町の下限面積20aを満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。</p>
大藤 推進委員	<p>申請地は、仁賀小学校から西に約50m付近にあります。耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第2，議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ，参考資料の3ページをご覧ください。 申請地は，高崎町字先開456番1，457番1の計2筆，地目はいずれも田，面積は計474㎡です。 申請地は，自己住宅の用途で利用することに伴い，転用するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本茂明推進委員から補足説明をお願いします。
山本茂明 推進委員	申請地は，JR大乗駅から北西に約250m付近にあります。 現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第3，議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ，参考資料の4ページをご覧ください。 1番の申請地は，竹原町字下新開3498番2（仮換地街区44街区2-1）の1筆，地目は田，面積は519㎡（換地後の面積が430.28㎡）です。 申請地は，自己住宅の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり，土地区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。

議 長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 推進委員	申請地は、竹原市役所から北西に約 300m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、東野町字南在屋 251 番、253 番 2、甲 252 番の計 3 筆、 地目はいずれも畑、面積は計 128 m <sup>2</sup> です。 申請地は、自己住宅の用途で利用することに伴い、使用貸借権を設定する ものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。説明は以上 です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から南に約 300m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 6 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、吉名町字毛木下 1186 番 1、1187 番、1188 番 1、 1202 番 10 の計 4 筆、地目は田が 3 筆、畑が 1 筆です。 面積は計 1,193 m <sup>2</sup> です。

	<p>申請地は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議長	<p>現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。</p>
吉木 推進委員	<p>申請地は、大井地域交流センターから南東に約1,000m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に4番、5番、6番については関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の4ページ、参考資料の3ページをご覧ください。</p> <p>4番の申請地は、高崎町字西大乘新開200番3、字後鳥越204番の計2筆、地目はいずれも畑、面積は計89㎡です。</p> <p>申請地は、3名の共有名義の土地であり、自己住宅への進入路及び畑への進入路の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>5番の申請地は、高崎町字西大乘新開199番4、200番4の計2筆、地目はいずれも畑、面積は計25㎡です。</p> <p>申請地は、2名の共有名義の土地であり、自己住宅への進入路及び畑への進入路の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>6番の申請地は、高崎町字西大乘新開199番3、200番5の計2筆、地目はいずれも畑、面積は計307㎡です。</p> <p>申請地は、自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>いずれも用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。</p>
議長	<p>現地確認を行った山本茂明推進委員から補足説明をお願いします。</p>
山本 推進委員	<p>申請地は、JR大乘駅から南西に約100m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第4，議案第28号「農地法第5条の規定による許可の取消について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ，参考資料の7～8ページをご覧ください。 申請地は，下野町字西宮原 3562 番 10 の1筆，地目は田，面積は 253 m <sup>2</sup> です。 申請地は，自己住宅の用途で利用することに伴い，使用貸借権を設定する目的で農地法第5条の規定による許可申請がされ，令和2年3月30日付指令竹農委第5-2-13号にて許可したものでありますが， 新型コロナウイルス感染症の影響で譲受人の夫の収入が減少し，住宅ローンの支払いが困難になり，自己住宅の用途で利用することができなくなったため，許可の取消をするものです。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，許可を取り消しすることにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって許可を取り消しすることに決定いたします。 続きまして，日程第5，議案第29号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ，参考資料の9～10ページをご覧ください。 今回利用権設定の申出があった案件の面積，対象人員等を載せていますが，詳細につきましては，参考資料9～10ページのとおりとなっております。本議案が可決の場合，令和2年7月1日付けで，公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑，意見なし」の声あり
議長	ないようですので，原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって，議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」は，原案のとおり決定いたします。 次に日程第6，議案第30号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局長	議案の7ページ，参考資料の11ページをご覧ください。 本議案は，令和2年6月22日付けで，竹原市長から農用地利用配分計画原案について農業委員会の意見を求められたものです。 内容につきましては，参考資料11ページのとおりとなっております。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議長	ないようですので，異議がない旨回答することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって，議案第30号「農用地利用配分計画原案の協議について」は，異議がない旨竹原市長へ回答することにいたします。 次に日程第7，議案第31号「竹原市農業委員会の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の作成について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
局長	議案の8ページ，参考資料の12～22ページをご覧ください。 最初に令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明します。12ページの農業委員会の状況は，ご覧のとおりです。13ページの農地の集積については，目標4ヘクタールに対して，2.8ヘクタールの集積となり，目標を達成できませんでした。 14ページの参入促進については，目標1経営体に対して，1経営体の参入があり，目標を達成できました。 15ページの遊休農地については，解消した遊休農地より新たに遊休農地化した面積の方が多く解消実績目標の2ヘクタールを達成することができませんでした。 16ページ以降は，違反転用への対応や農地法等によりその権限に属された事務に関する点検となっております。 次に，令和2年度の農業委員会の状況及び農地集積等の目標ですが，20～22ページに記載のとおり前年度と同程度の目標としております。 説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質 疑)
議 長	ないようですので， 議案第 3 1 号「竹原市農業委員会の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の作成について」は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって，議案第 3 1 号は原案のとおり決定いたします。 次に日程第 8，議案第 3 2 号「竹原市賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 9 ページ，参考資料の 23 ページをご覧ください。 平成 2 1 年 1 2 月施行の農地法改正により標準小作料制度が廃止され，それにかわり地域における賃借料の目安となるよう，農地法第 5 2 条に基づき農業委員会が実勢の賃借料情報を提供するものです。情報の提供にあたっては，農地法運用通知第 5 において，提供する区分の決定等について，形式的にならず地域の実情に応じて柔軟に取り組むこととされています。また，農業委員会のホームページ等の広報媒体を活用し，広く提供することとされています。賃料データにつきましては，過去 1 年分の農用地利用集積計画等から地域別・地目別に 1 0 アールあたりの賃借料を算出しています。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質 疑)
議 長	ないようですので， 議案第 3 2 号「竹原市賃借料情報の提供について」は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって，議案第 3 2 号は原案のとおり決定いたします。 次に日程第 9，報告第 9 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の 10 ページ，参考資料の 24～27 ページをご覧ください。</p> <p>令和 2 年 5 月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。</p> <p>件数は 8 件，筆数は田 1 4 筆，畑 2 4 筆の計 3 8 筆 面積は計 19,342 m<sup>2</sup> の届出がありました。詳細につきましては参考資料の 24～27 ページをご確認ください。説明は以上です。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
局 長	<p>事務局より 2 点報告します。</p> <p>1 点目は農業委員会委員の選任についてでございます。</p> <p>別紙「令和 2 年度竹原市農業委員会農業委員名簿」をご覧ください。</p> <p>令和 2 年 2 月 2 6 日から 3 月 2 3 日まで農業委員会委員の募集を行い，選考委員会を経て決定した候補者について，先日 6 月 2 5 日に市議会の同意を得ましたので報告いたします。</p> <p>任期は 3 年で，令和 2 年 7 月 1 5 日から令和 5 年 7 月 1 4 日までとなっております。よろしく願いいたします。</p> <p>2 点目は今後の予定について報告いたします。</p> <p>農業委員の任命式を令和 2 年 7 月 1 5 日（水）の 1 0 時から市長公室にて行います。その後，1 0 時 3 0 分から新農業委員 7 名で農業委員会臨時総会を行います。臨時総会では，会長，副会長の選任，竹原市農業委員会規則の一部改正についての審議及び農地利用最適化推進委員の選任を行います。</p> <p>臨時総会で選任した農地利用最適化推進委員の任命式については，令和 2 年 7 月 3 0 日（木）に開催予定の 7 月の定例総会にて行いますので，ご予約をお願いいたします。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議 長	<p>以上をもちまして，令和 2 年第 6 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

議 長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折